

改訂版 ページ	該当箇所	修正後（逐条解説素案）	修正前（条文案）	修正する理由
P10・11	第2条（2）	町議会及び町の執行機関をいう。	町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいう。	地方公共団体を入れると、他の地方公共団体等と共同で設置する組合（一部事務組合等）を含むことになるため。
P10・11	第2条（3）	町長等	行政	「行政」と表記している条文がなく、「町長等」を使用しているため。
P24・27 ・28・31	第12条6・ 第14条3・ 第15条4・ 第16条4・ 第18条4	町長は	町は	「～の活動に対して支援、その他必要な措置を講じる」のは町ではなく、町長であるため。
P18・24	第12条6・ 第18条4	必要な措置	適切な措置	第14条～第16条、第18条など、すべて「必要な措置」としており、統一するため。
P43	第29条1	町長等は	町長は	町長だけでなく教育委員会等においても町政運営の各段階において、町民にわかりやすく説明する義務が生じるため。
P45	第33条	町長等は	町は	監査は、町議会を含まない執行機関が実施するものであるため。
P47	第35条4	町は	町長及び町議会は	住民投票の結果の尊重は、町長と町議会以外の執行機関においても尊重しなければならないため。
P52	第39条	町長は	町は	第40条に規定するとおり、町長が推進会議を設置し、見直し等を行うため。
P52	第39条2	多様な手段を用いて	パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等の適当な方法により	第12条にも「多様な手段」と記載していること、具体的な手段については、第30条に「パブリックコメント」や逐条解説に記載しているため。